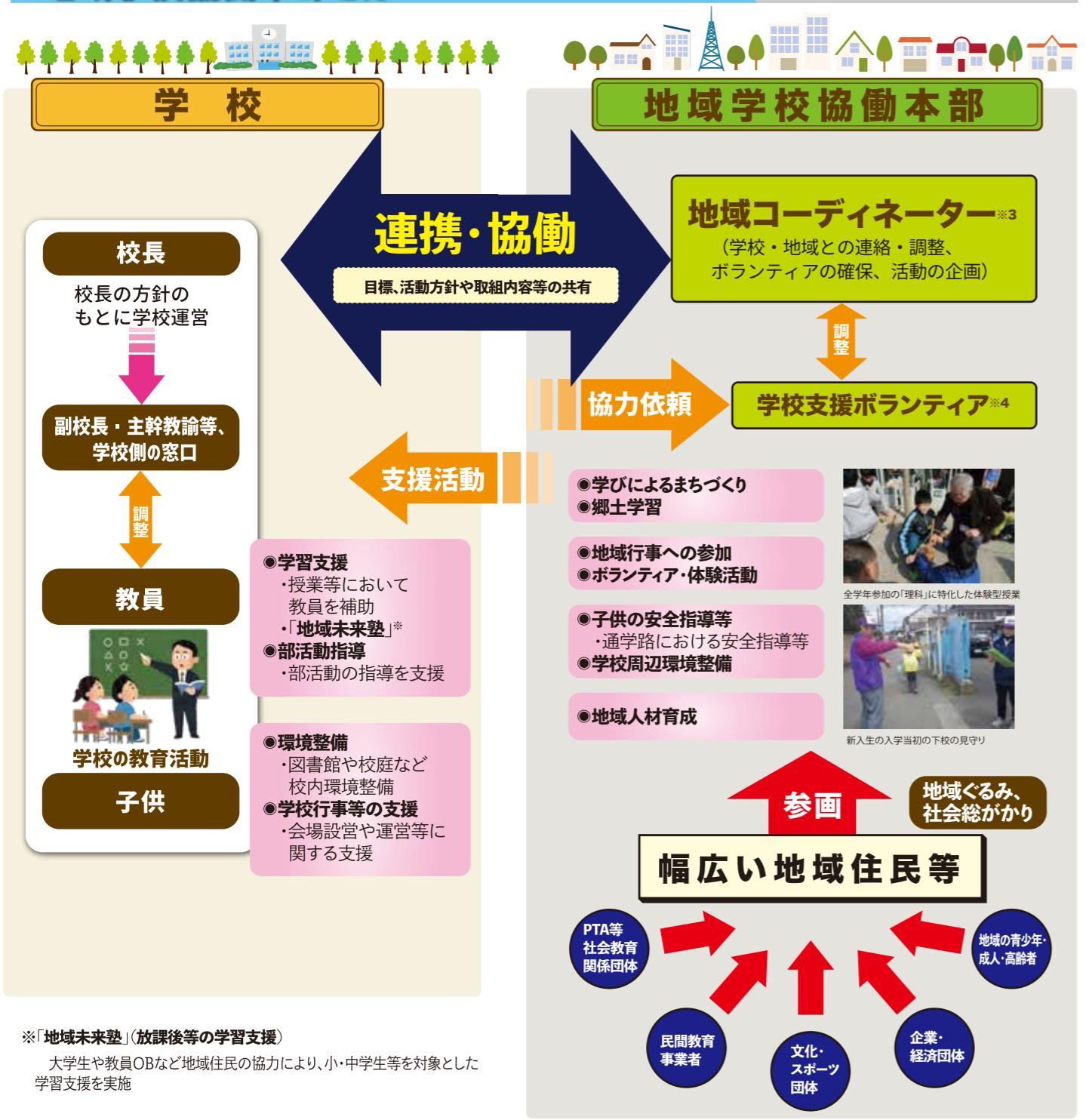


学校支援活動や地域づくりに、地域学校協働本部を生かす

地域学校協働活動の推進

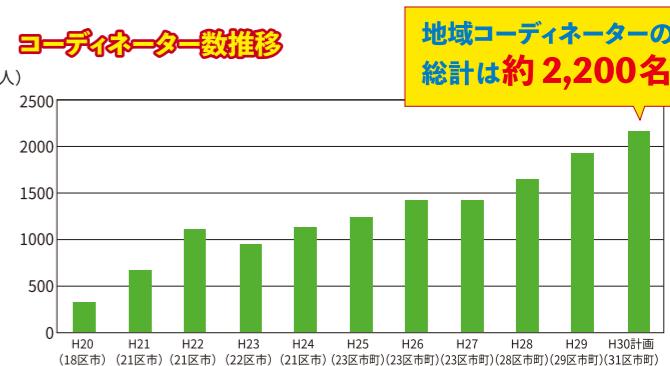
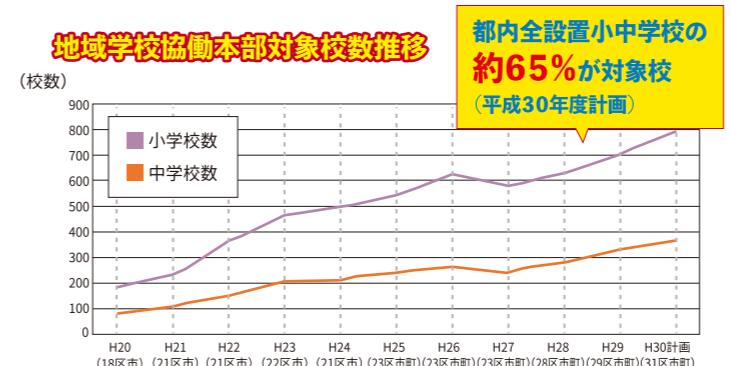
地域学校協働本部とは



平成29年3月に社会教育法の改正により「地域学校協働活動※1」が法律に位置付けられました。

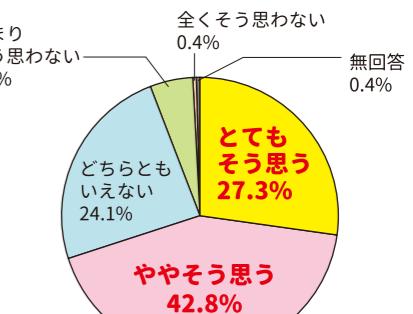
東京都では、この「地域学校協働活動」を推進するために、平成20年度から区市町村教育委員会とともに設置に取り組んできた「学校支援地域本部」を基盤とし、「地域学校協働本部※2」の整備を進めています。

この「地域学校協働本部」は、学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための「仕組み」です。多様な取組を、より継続的で、より多くの地域住民の参画が可能な連携・協働の取組とするために、「仕組み」としての「地域学校協働本部」が活用されています。



学校運営協議会※5
学校のニーズにあった効率的な活動が展開できています。

「地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた」は約7割



「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」
文部科学省・国立教育政策研究所より。学校を対象とする調査結果



学生のボランティアについて

● 学習支援や授業補助など、自分の将来に役立つ経験となっています。

地域住民等にとって

地域住民のボランティアについて

- 「子供たちから元気をもらえる」など、活動を通じて地域の方々自身が生き生きしています。
- 地域の「まつり」への参加、地域と連携した「地域防災」など、活動が広がり、定着したこと



※4 学校支援ボランティア：地域学校協働本部（コーディネーター）は、広く地域住民等から協力者を募り、組織化して活動を展開します。その学校支援活動の担い手が、「学校支援ボランティア」です。

※5 学校運営協議会：いわゆるコミュニティ・スクールについて、地方教育行政法の改正（平成29年4月施行）により、学校運営に関する協議のみならず、学校運営への必要な支援についても協議すること、また委員として「地域学校協働活動推進員」等が追加されました。多くの関係者間でビジョンや目標の共有を通じて、幅広い地域住民等の参画により、活動の活性化につながるなど、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が、両輪として相乗効果を発揮することが期待されています。